

参考資料（要綱等）

3 階直圧給水実施要綱・解説

1. 目的

この要綱は、一宮市給水区域において小規模受水槽を設置することなく配水管の水圧を有効利用することにより、中高層建築物への直圧給水を図るため、当面 3 階建て建築物に直圧給水を実施する場合の取り扱いを定めるものとする。（以下本要綱を「要綱」という。）

【解説】

近年、3 階直圧給水が検討されるようになった背景には、水道法の適用を受けない小規模貯水槽水道（簡易専用水道に該当しない容量 10 m³以下の受水槽）の維持管理上の問題（設置者による管理の不徹底）や、地価の高騰による建築物の中高層化と、それに伴う受水槽設置数の増大がある。

給水の安全性の確保と受水槽設置スペース、費用の節約という給水サービスの向上の面から、水道施設の整備の進んだ事業者の多くが 3 階直圧給水に踏み切っており、本市でも要綱の施行により実施するものである。

2. 協議

3 階直圧給水を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、事前に一宮市上下水道部（以下「市」という。）の定める 3 階直圧給水協議書（第 1 号様式）、（以下「協議書」という。）に必要な書類を添付して協議の申請をしなければならない。なお、提出部数は 2 部とする。

【解説】

3 階直圧給水については、従来の給水装置工事申込の事前に協議書を提出するものとする。これは、通常の給水装置工事に時として見受けられる許可前施工を防ぐため、又 3 階直圧給水についての給水装置所有者（もしくは使用者）をはじめとする給水関係者における理解を深める意味からである。

市において、審査の結果、承認となれば提出された協議書に 3 階直圧給水回答書（第 2 号様式）を添付し申請者あてに通知する。

3. 実施条件

(1) 対象建物

対象建物は 3 階建て建築物とし、種別は次のとおりである。

- ① 一戸建て専用住宅
- ② 一戸建て小規模店舗付き住宅
- ③ 事務所ビル等

ただし、建築物の階数が 3 階を超える場合でも、給水設備を 4 階以上に設けない場合は、対象とすることができる。

【解説】

対象建物の階数を3階建てに限定したのは、4階以上の建物において直圧系統（3階まで）と導水系統（4階以上）が混在することになり、クロスコネクションの危険性の増大を招くおそれがあるためである。

②にいう小規模店舗というのは一般用の用途に属する日常生活に密着する営業の用に供するものである。

(2) 給水高さ

3階に設置する最高位の給水栓の高さは、原則として、道路取付管布設箇所の道路面GLより8.0m以下とし、太陽熱利用温水器を直結器具として使用する場合は13.0m以下とする。

【解説】

建築物によっては、3階建て、4階建ての区別の難しいものがあるので、最高位の水栓高さについて規制を設けた。ただし、普通建物で道路より建物の高さが高く8.0mを超える場合は、特例として必要流量が確保できれば可とする。

(3) 給水管の管径

給水管の管径は20mm以上とする。

【解説】

配水管分岐から立ち上がり部まで20mm以上とし、メーター口径も給水管の管径と同じかそれ以上とする。

また、3階への立ち上がりは、1、2階とは別配管とし、主管より分岐直後に仕切弁を設ける。
(給水装置の配管形態図参照)

(4) 配水管最小動水圧

配水管最小動水圧は0.2MPa以上とする

【解説】

配水管最小動水圧は原則として、0.2MPa以上とし、市の調査表を参考に、協議書が提出された段階で、現地調査を行い判断するものとする。

(5) 逆流防止装置

給水装置には、逆流防止装置を設置しなければならない。

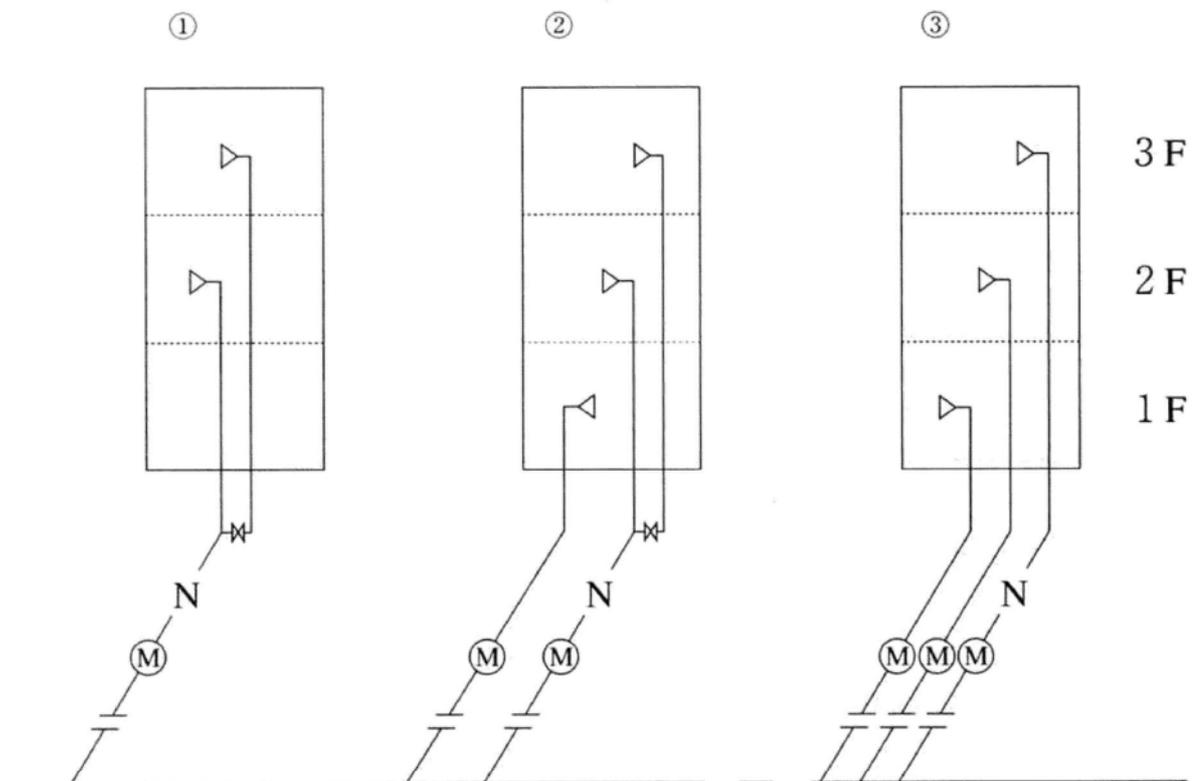
【解説】

直圧給水範囲が3階にまで拡大することにより、逆流による水道水の汚染事故が発生する危険性が増大する。従来、受水槽の流入において吐水口空間を確保し逆流防止をしていたが、3階直圧給水の実施に伴い、逆流防止装置の設置を義務付けるものとする。

4. 給水装置の構造

(1) 給水装置の配管形態

一戸建て専用住宅、一戸建て小規模店舗付き住宅、事務所ビル等



【解説】

- ①は個人住宅等。
- ②は2世帯住宅又は店舗付き住宅等。
- ③は事務所ビル等であるが、3Fは簡易な水洗に限る。

- ⊥：伸縮型ボール止水栓
- (M)：市メーター
- N：ボール式逆止弁
- ⊠：仕切弁

(2) 給水装置の材料等

給水装置に使用する材料等は「給水装置工事指針」に基づき設計、施工する。

また3階直圧給水の場合、圧力損失が大きくなるため、給水器具や材料の選定、給水管の管径の決定には十分配慮すること。

【解説】

給水管の管径は、立上がり管の最上部までは極力、道路取付管と同一管径とし、管の摩擦損失を少なくする。

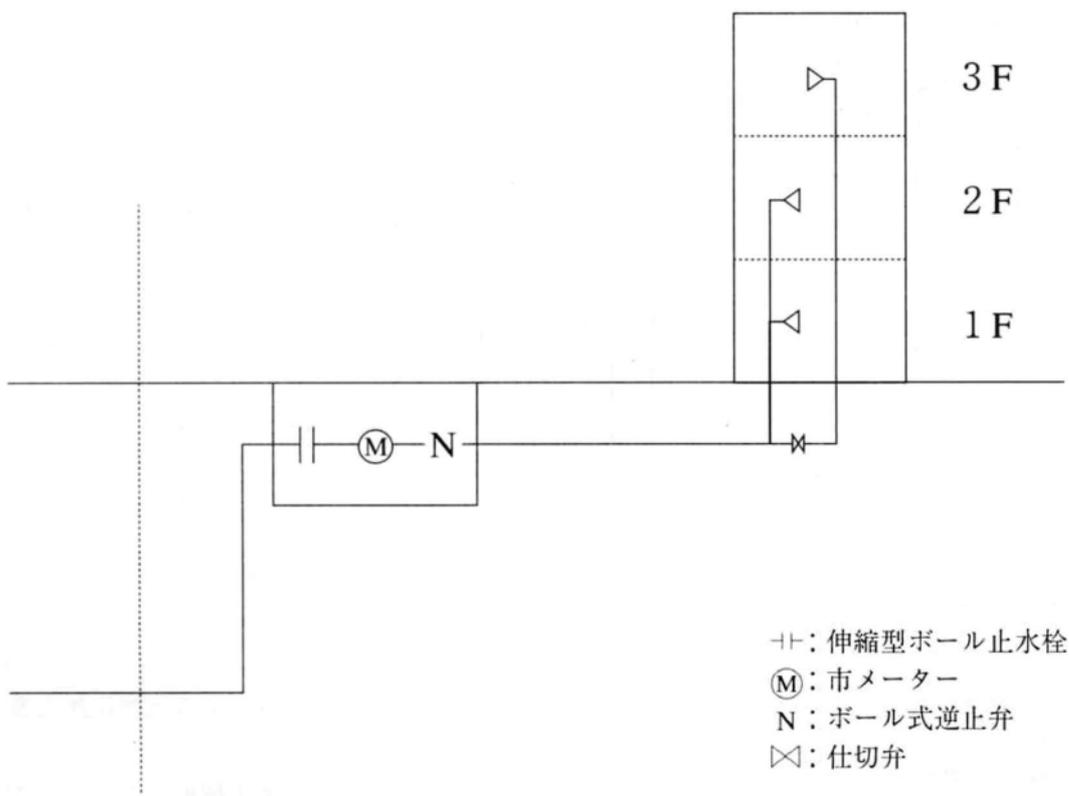
(3) メーター前後と逆流防止装置の設置基準

- ① 逆流の防止およびメーター等の維持管理を容易にするため、メーターの直近下流に逆止弁を設ける。
- ② 逆止弁はφ20～50mm ボール式逆止弁とする。
- ③ 逆止弁の設置位置は、φ20、25mm はメーター筐内とし、φ30mm 以上はメーターの直近下流に、別途逆止弁筐を設けてその中に収納する。

(例) メーター口径 20、25mm の場合の設置基準

※ メーターφ20mm (メーター筐φ30mm 用 FRP 使用)

※ メーターφ25mm (メーター筐φ30mm 用 FPP 使用)



【解説】

使用する逆止弁はφ20～50mmまでとし、市指定品によるボール式逆止弁とする。

5. 事前審査

申請者は、指定工事事業者を通じて「協議書」を提出し、給水装置工事申込の事前の審査を受けるものとする。その手続きは次のとおりである。

(1) 調査

指定工事事業者は、設計着手前に「要綱」および「給水装置工事指針」に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行う。

【解説】

建築の設計段階で、指定工事事業者でない設計事務所等が問い合わせをする場合が多くあるので、市担当課公所は要綱にある実施内容について説明する。

(2) 審査

- ① 指定工事事業者は、市担当課公所に必要書類（見取図、平面図、立面図）を添付した「協議書」を2部提出する。
- ② 市担当課公所は、提出された書類および現場の状況等を「要綱」に基づいて、適否について審査する。

【解説】

市担当者は、対象建物、給水装置形態等のチェックを行い、適否について審査する。

(3) 回答

- ① 市担当課公所は、3階直圧給水可能な場合には「回答書」にて申請者あて通知するものとする。
- ② 指定工事事業者は、3階直圧給水が不可能な場合には、給水管の管径および配管形態の変更等について、再度、市担当課公所と協議すること。

【解説】

審査の結果、3階直圧給水が可能と判断したとき、市担当課公所は「協議書」に「回答書」を添付し、申請者あて市担当課公所長名で通知する。（1部通知、1部決裁のうえ控えとする。）

なお、3階直圧給水が不可能と判断したとき、給水管の管径を増大するなど具体的な対応を検討する。

6. しゅん工検査

- (1) 3階直圧給水を実施した給水装置は、「一宮市給水装置工事検査要綱」に基づき、検査を実施するとともに、メーター及び逆止弁の設置状況について確認する。
- (2) 検査の結果、不合格となった場合は協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

【解説】

3階直圧給水を実施した給水装置は、一般の給水装置工事しゅん工検査とあわせて逆止弁の設置状況について確認する。

付 則

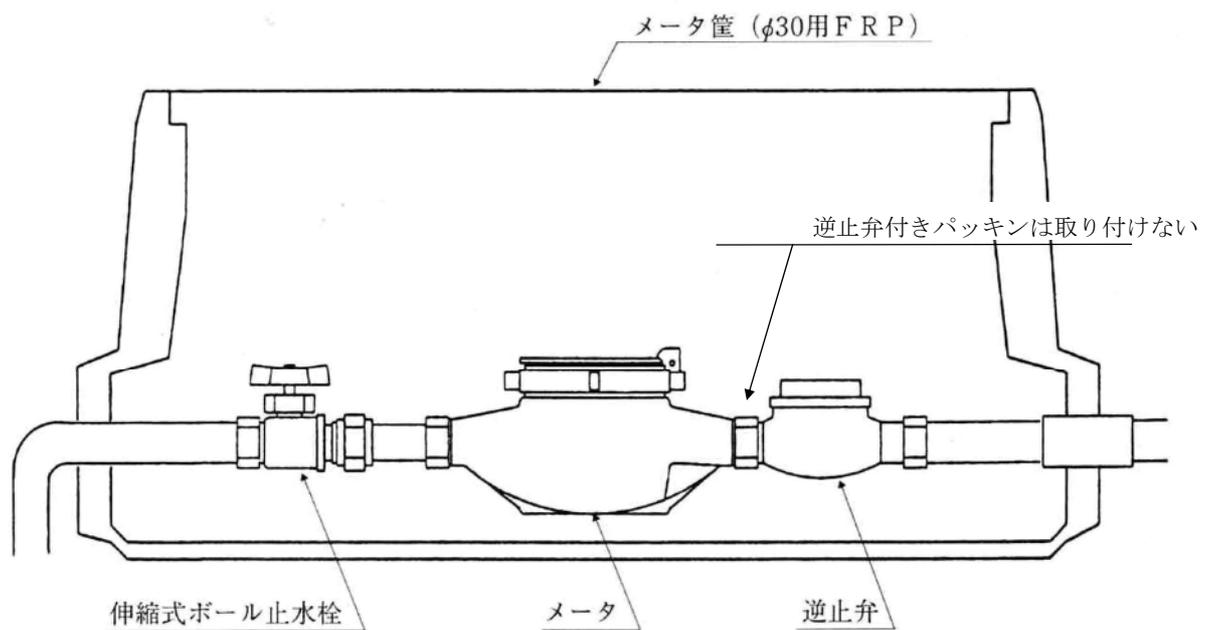
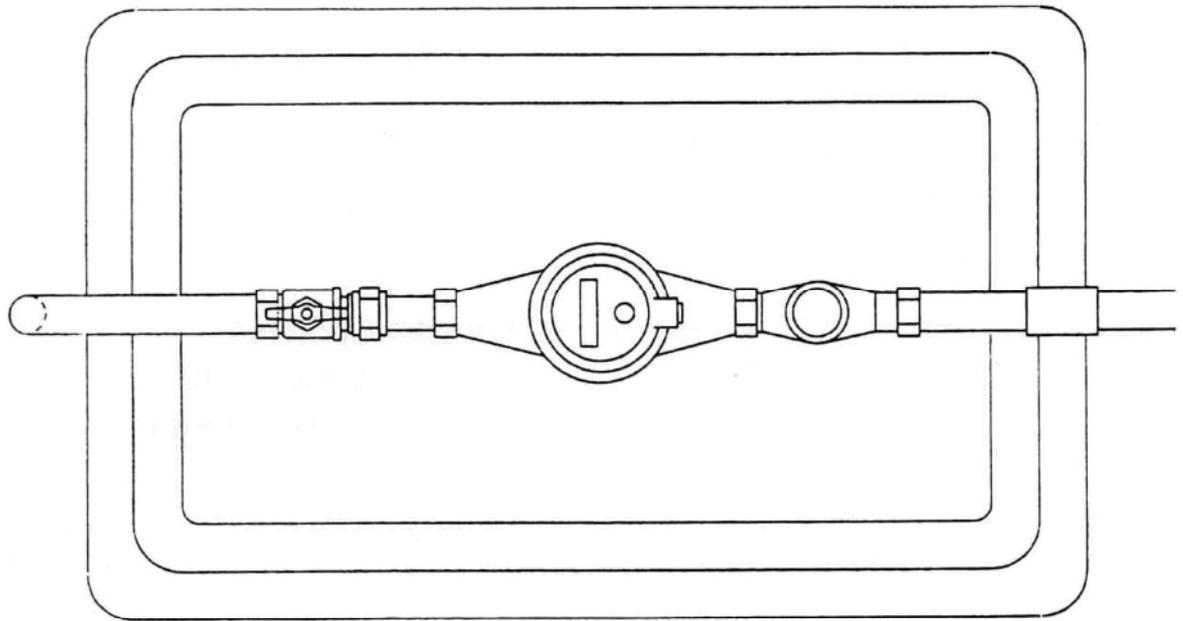
平成8年7月1日施行

平成9年3月改正

平成11年3月改正

(1) 逆止弁設置図

(φ20、25mm) 3階直圧給水に適用



(2) 3階直圧給水における給湯設備の設置

① 3階直圧給水において給湯設備を設置する場合の基準

3階にガス給湯器を設置して給湯する方法は、水圧（最低作動圧）が確保されないおそれがあるため、これを認めない。3階については、次の方法により給湯する。

ア. 貯湯式電気温水器を3階に設置して給湯する。

イ. 2階以下に、3階への給湯にも対応できる給湯器を設置して給湯する。

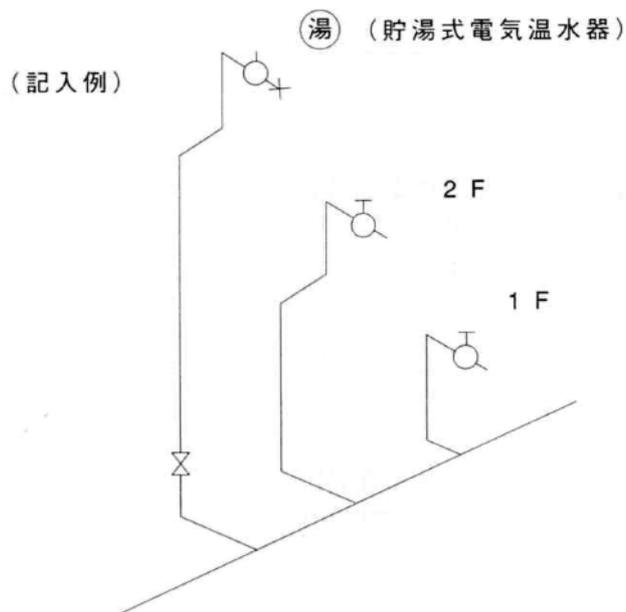
同じ建物内に2個以上のメーターがある場合、給湯に限らず水道配管は、必ず同一給水装置の系統にとどめ、他の給水装置の系統と接続しないこと。

これは、クロスコネクションと同様に、逆流により水道水を汚染するおそれがあるためである。

② 3階直圧給水の受付時点での確認方法について

ア. 3階直圧給水の事前協議の段階で、3階に給湯設備を設けるか確認すること。

イ. 給水装置工事設計書の給水装置立上図の中に、給湯配管及び方式（例：貯湯式電気温水器、1階より、2階より）を記入すること。



直結増圧式給水装置実施要綱・解説

1 目的

直結増圧給水は、水道水の安定供給をしつつ直結給水の範囲を拡大することにより、貯水槽水道における衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用、安全でおいしい水の供給などを図り、需要者へのサービスの向上を目的とする。

2 適用条件

2-1 適用地域

一宮市給水区域全域を対象とする。ただし、以下の条件を満たすこと。

- (1) 1日（24時間）の内、配水管最小動水圧が原則として0.2Mpa確保できる地域。
- (2) 配水本管の管径がφ50mm以上の地域。ただし、配水管の管径がφ50mmの場合は管網を形成していること

【解説】

申請地に最も近い消火栓で24時間の水圧測定を一宮市上下水道部（以下「市」という。）にて実施し、平均動水圧、最小動水圧、設計水圧を提示する。配水管の管径がφ50mmの場合は流量不足が懸念されるため管網とする。

2-2 適用対象建物

- (1) メーター口径が50mm以下（引込給水管50mm以下）の建物。
- (2) 対象建物は10階程度までの建築物。
- (3) 集合住宅については、1棟当たり40戸程度までとする。

【解説】

- (1) メーターの最大口径を50mm以下としたのは、これより大きい口径を必要とする給水装置は配水管等への影響が懸念されるなど、直結増圧給水に不適切な物件と判断されるためである。
- (2) 給水階高は、建物規模及び増圧装置の能力により幅があり、一概に規定はできないが、1つのポンプユニットの運転範囲内で下層階と上層階の高低差を補うことを考慮すると、一般的に10階程度（30m程度）までである。尚、最高位の給水装置高が配水管布設道路地盤高より5.0m未満とする建物の直結給水については、給水区域全域で可能であり申請（この要綱の対象としない）は不要であるが、原則として5.0m以上の場合はこの要綱もしくは『3階直圧給水実施要綱』において取り扱う。ただし、管理者が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 瞬時最大使用水量から、増圧給水装置の吐出側の流速を2.0m/sとした場合、口径50mmの標準最大戸数が40戸程度である。

2-3 適用対象除外建物

下記の場合には、貯水槽方式とする。

- (1) 配水管の供給能力を超える給水量（瞬時最大流量・日最大使用水量等）を必要とし、配水管に水圧低下等の影響を与える恐れがある場合
- (2) 配水管の水圧変動に係わらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (3) 災害、事故等による断減水時にあっても、常時給水を必要とする場合。
- (4) 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質に汚染を来す恐れがある場合。

【解説】

（適用対象除外建物の参考例）

病院、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、クリーニング店、写真及び印刷店、メッキ工場、石油化学工場、理化学研究施設、染色、食品加工、興業場、食品冷凍機など。

2-4 配水管の管径及び分岐口径

- (1) 配水管の管径… $\phi 50\text{mm}$ 以上とする。
- (2) 分岐管径 …配水管の管径より2ランク以下とする。

【解説】

- (1) 流量不足が懸念されるため $\phi 50\text{mm}$ の配水管は管網形態であること。尚、管網にするための費用は条例第6条第2項の規定による。また、 $\phi 75\text{mm}$ 以上の配水管は管網形態でなくても良いが、排水本管の流量が足りないと判断された場合は市と協議の上、適切な配水本管径に布設替をすること。
- (2) 分岐管径は最大 $\phi 50\text{mm}$ までとする。分岐管径 $\phi 40$ 、 $\phi 50\text{mm}$ の時は $\phi 100\text{mm}$ の配水管が必要となる。

2-5 給水方式の併用

- (1) 直結増圧給水と3階直圧給水の併用は認めない。
- (2) 直結増圧給水と貯水槽給水の併用は特例以外は認めない。
- (3) 直結増圧給水と直結直圧給水の併用は、一戸建て住宅以外は原則2階以上を増圧給水とすること。

【解説】

- (1) 併用により3階直結系統の水圧低下が懸念されるため。また、新築2階以上の集合住宅は、2階以上は増圧方式で対応すること。
- (2) 本来の目的でもある貯水槽水道の解消の観点から併用は認めないが、ここで言う特例とは既設高置水槽設置建物の改造（5-1 既存の貯水槽方式からの改造、改造例②）の時を示す。消火用

設備、空調用設備等の雑用水槽との併用のときもこの限りではない。ただし、規定の吐水口空間を確保し、直結系統への逆流を防止しなければならない。

- (3) 店舗付集合住宅の場合、住宅部と店舗部を分け1階店舗部を別系統の直圧給水で給水することが望ましい。また、既設集合住宅で既に2階直圧給水のものを改造する場合はその限りではない。

3 給水装置の構造

3-1 増圧装置

- (1) 日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット (JWWA B130)」の基準を満たすこと。
- (2) 原則として1建物1ユニットとする。
- (3) 直結増圧装置の呼び径は50mm以下とし、給水管と同口径以下とする。
- (4) 吸込側の水圧が異常に低下した場合〔吸込圧力0.07Mpa〕には自動停止し、復帰した場合〔吸込圧力0.1Mpa〕には自動復帰すること。
- (5) 圧力制御は、用途に応じた制御方法を採用するとともに、2次側の圧力設定値は計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で吐水圧を確保できるよう設定する。
- (6) 増圧装置下流側の水が配水管側に逆流しない構造であること。
- (7) 増圧装置を配水管より低い場所に設置する場合は、給水管を一度上げて空気弁を設置すること。
- (8) ポンプ運転時に、配水管及び住環境に影響を与えるような振動、騒音及びメーターの計量に支障のあるような脈動がないこと。
- (9) 浸水の恐れがなく、定期点検保守作業に支障のないようなスペースを確保して設置すること。
- (10) 増圧装置の設置場所は、原則として1階とし、屋外に設置する場合は凍結防止対策を行うこと。
- (11) 増圧装置は、1年以内ごとに1回はポンプメーカー等による点検整備を実施すること。
- (12) 増圧装置の故障等については所有者の負担にて責任を持って管理すること。

【解説】

装置を円滑に管理する方法として、異常時には自動的に管理者や使用者、あるいは保守管理の委託会社に警報が迅速に伝わるシステムを組入れることが望ましい。

3-2 逆流防止装置

- (1) 逆流防止装置には、減圧式逆流防止器 (JWWA B134) を使用すること。
- (2) 減圧式逆流防止器の設置位置はポンプユニット上流側を基本とするが、ポンプユニットへの流入圧力が確保できない場合は下流側に設置することができる。
- (3) 中間逃がし弁からの排水を確認できるよう吐水口空間を確保した間接排水とする。

3-3 配管・給水装置

- (1) 停滞空気が発生しない構造とすること。
- (2) 衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講じること。
- (3) 低層階等で給水圧が過大になる場合は、減圧弁を設置すること。尚、設置するときは、各戸メーターより上流部分に取付けること。
- (4) 立ち上がり配管の最上部に、吸排気弁を設置すること。一戸建て専用住宅はその限りではない。
- (5) 住戸内給水管からの逆サイホン現象を防止するため、最高位溢れ面（通常、台所流し台で約1.0m）と給水立管からの住戸内給水管への分岐部との高低差を30cm程度確保すること。
- (6) 立ち上がり配管の基部にバルブを取り付けること。
- (7) 増圧装置上流の給水管の管径は、増圧装置の口径と同じとするのが望ましい。
- (8) 増圧装置下流の主給水管の管径は、2ランク程度まで増径を認めるものとするが、集合住宅などの各戸メーター以降はその管径以下とすること。

【解説】

- (3) 住戸内給水装置の保護の観点から注意すること。
- (4) 吸排気弁の設置に関しては、本市仕様書（**参-24**）に基づくものを使用し、補修のための止水栓を設置すること。

3-4 非常用給水栓

集合住宅の場合のみ、増圧装置の故障、停電等による断水に備え、第1止水栓と増圧装置の間にメーターを設置して直圧式の非常用共同給水栓を設置すること。

4 メーター設置例

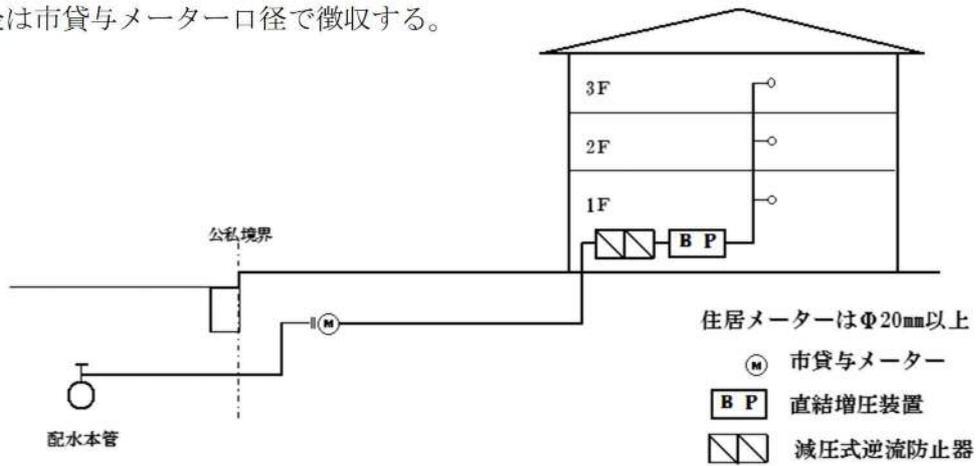
4-1 メーター装置・加入金

- (1) 一戸建て専用住宅に設置するメーターと集合住宅においての各戸メーターの口径は20mm以上を設置すること。ただし、既設集合住宅の私設メーターはその限りではない。
- (2) 新築集合住宅に設置する各戸メーターはメーターユニットを設置すること。ただし、既設建物の改造の場合はこの限りではないが、メーター上流側に伸縮ボール止水栓を下流側にはボール式逆止弁を設置すること。
- (3) 親メーター口径40mm以上（市貸与）のメーターにおいては、メーター取り替えによる断水を避けるためメーターバイパスユニットを設置すること。尚、市が承認したものとする。
- (4) 集合住宅などで市貸与メーターを設置し各戸検針をする場合、各戸の通路に面し室外からの検針・点検・交換等に支障がない場所とすること。

《設置例》

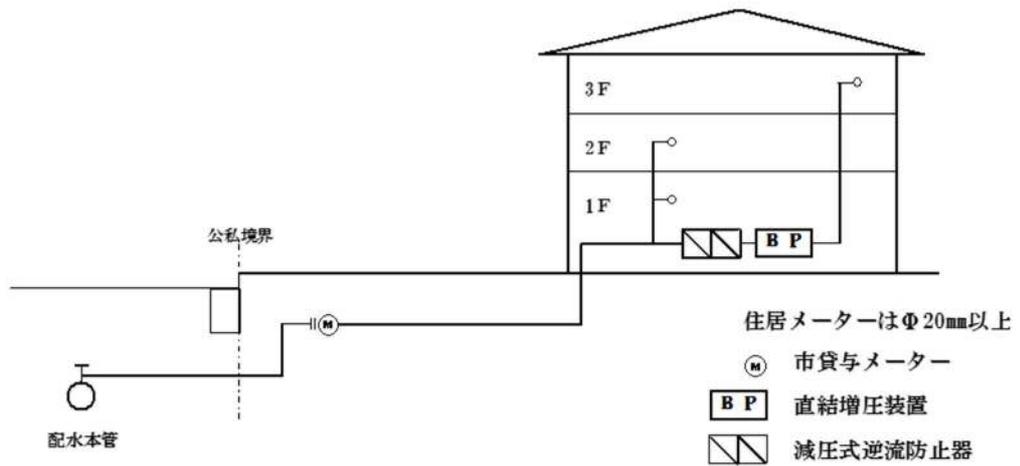
① 一戸建て専用住宅の場合（例）

- ・加入金は市貸与メーター口径で徴収する。



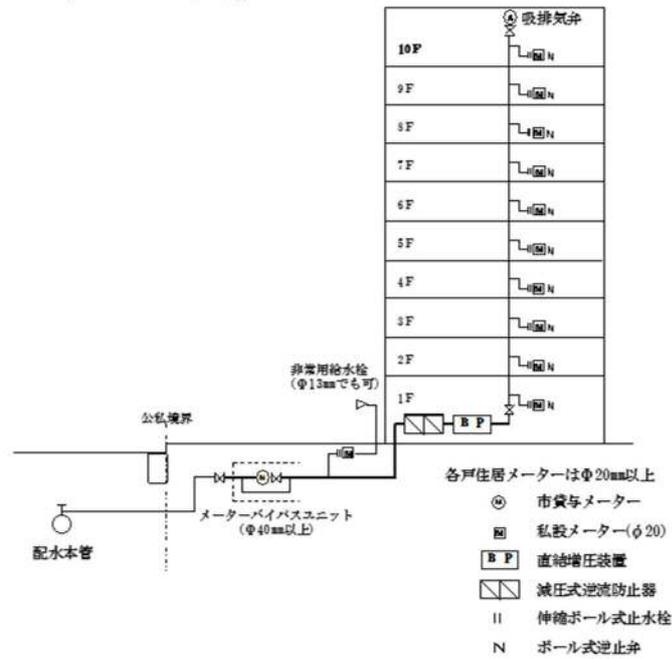
② 一戸建て専用住宅の場合（例）

- ・加入金は市貸与メーター口径で徴収する。



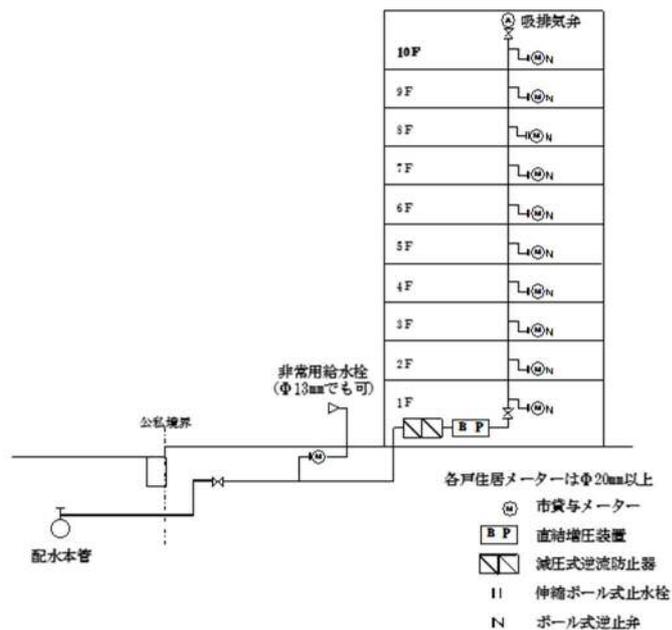
③ 集合住宅（例）

- $\phi 40\text{mm}$ 以上のメーターをつける場合はメーターバイパスユニットを設置すること。
- 加入金は親メーター（市貸与 $\phi 40\text{mm}$ ）で徴収する。
- 子メーター（私設）は $\phi 20\text{mm}$ 以上を設置すること。既設からの改造の場合はその限りではない。
- 非常用給水栓はメーター $\phi 13\text{mm}$ でも可。



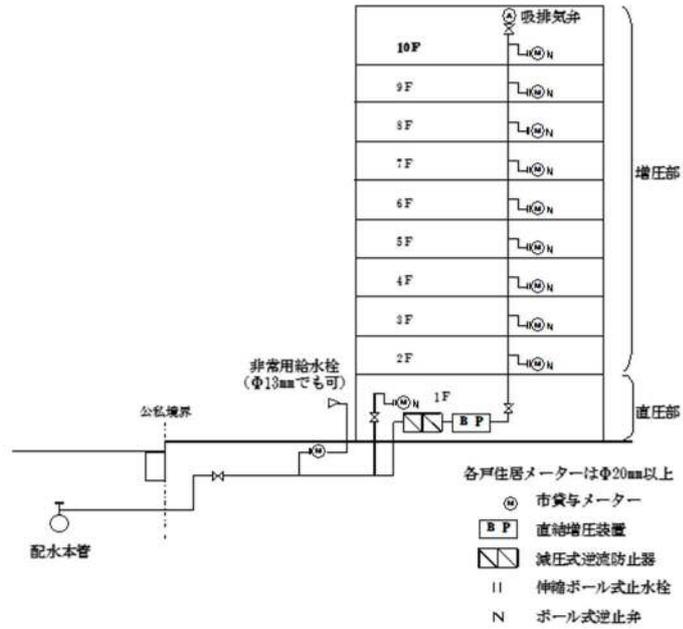
④ 集合住宅（例）

- 加入金は市貸与メーター口径で戸数分徴収する。各戸のメーター口径は $\phi 20\text{mm}$ 以上とし、新設設置の場合は各戸にメーターユニットにて設置すること。
- 非常用給水栓はメーター $\phi 13\text{mm}$ でも可。



⑤ 集合住宅（例）

- 加入金は市貸与メーター口径で戸数分徴収する。各戸のメーター口径はφ20mm以上とし、新設設置の場合は各戸にメーターユニットにて設置すること。
- 非常用給水栓はメーターφ13mmでも可。



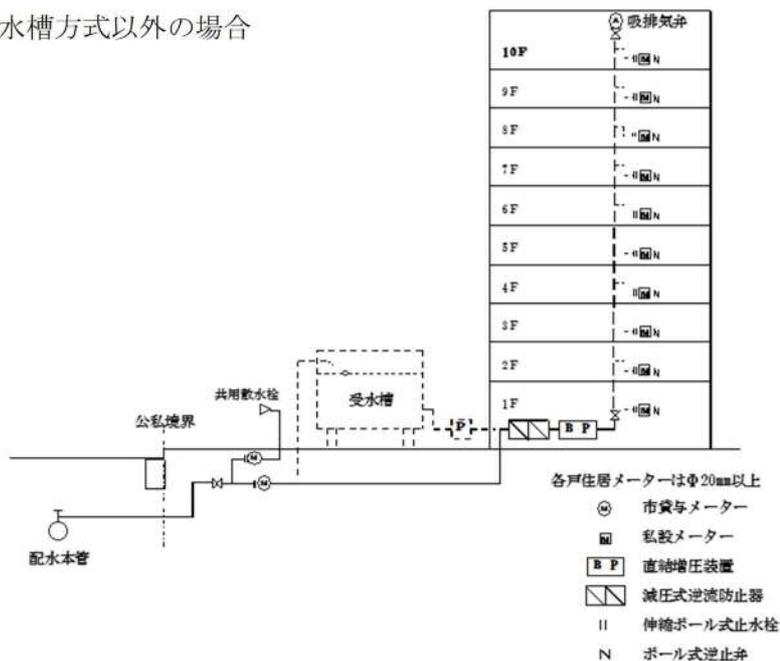
5 既存施設からの改造

5-1 既存の貯水槽方式からの改造

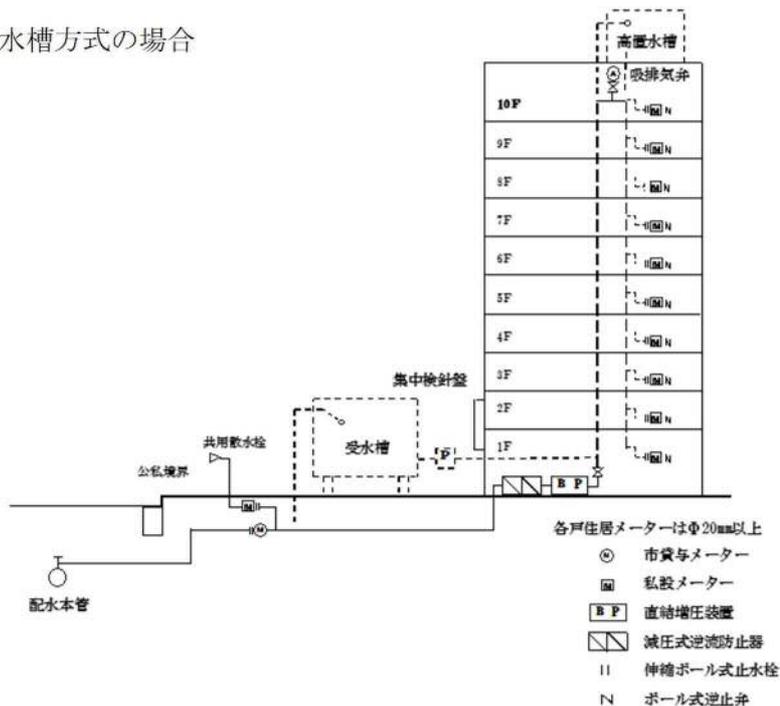
- (1) 配管形態、配管材料の把握。
- (2) 劣化状況の把握。
- (3) 水圧試験〔1.75Mpa (17.8kgf/cm²)〕を実施し、漏水しない建物。
- (4) 既存の給水管径が水理計算を満たすものであること。
- (5) 給水協議申請時に既設給水装置調査報告書（様式第4号）を提出すること。

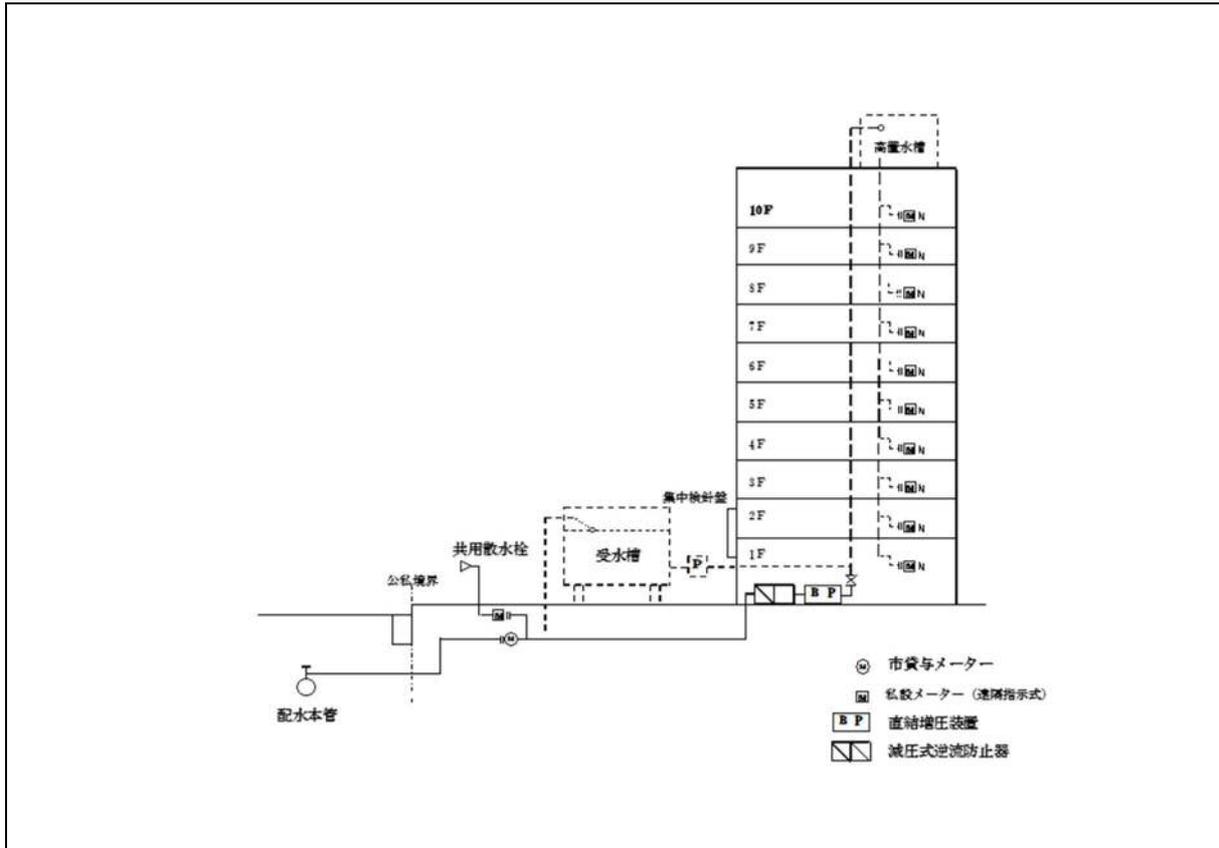
《改造例》

① 改造前が高架水槽方式以外の場合



② 改造前が高架水槽方式の場合





【解説】

- (1) 再使用できる材料は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）に基づく基準適合品、もしくはこれと同等品以上とみなされるもの。又、高置水槽下の立上がり管と立下り管との連絡はできる限り低い位置とし、最上部に吸排気弁を設置すること。
- (3) 水圧試験は 1 分間加圧し、実施状況も写真で提出すること。

6 水理計算

6-1 配水管最小動水圧と設計水圧

- (1) 配水管最小動水圧とは、申請地に最も近接した消火栓において、24 時間用の自記録水圧計により測定した最低値。
- (2) 設計水圧は対象物件における水理計算の基礎的数値であり、配水管最小動水圧からさらに補正を施した水圧で市が提示する。

【解説】

- (1) 直結増圧給水水圧調査申請書（様式第 1 号）により申請された時に、市にて自記録水圧計を設置、測定する。
- (2) 設計水圧 (P0) は、原則として配水管最小動水圧より、0.05Mpa を差し引いたものとする。

これは、測定箇所における局所的な水圧変動、あるいは季節的な水圧変動を考慮して市が提示する。

6-2 設計水量及び給水管の管径

- (1) 設計水量は、計画瞬時最大水量とする。この際、使用形態等を考慮しながら実態に応じた水量算定を行うものとする。
- (2) 給水管の管径は、計画瞬時最大水量時において、管内流速が2m/sを越えてはならない。

【解説】

- (2) 給水管の管径が使用量に比べて、過小な管径の場合、流速が増加し、ウォーターハンマーによる騒音、管路や器具の損傷が懸念されるため、主給水管の管径の2ランク程度まで増径を認める。また、使用水量はメーターの適正な流量範囲内であること。

【参考】

《計画瞬時最大水量の求め方》

- ① 一戸建て等の場合

『同時に使用する給水器具を設定して計算する方法』

- ② 集合住宅の場合

計算対象となる一住宅は

『同時に使用する給水器具を設定して計算する方法』

給水立管、横主管及びポンプ容量など共用管内の水量

『戸数から同時使用流量を予測する算定式を用いる方法』

(優良住宅部品認定 (BL) 基準による方法)

優良住宅部品認定 (BL) 基準による方法

次式により瞬時最大流量を算出

$$10 \text{ 戸未満} \quad Q = 42N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸} \sim 600 \text{ 戸未満} \quad Q = 19N^{0.67}$$

ここで、N：戸数

ただし、1人1日当たりの平均使用水量：2500ℓ/人/日

1戸当たりの平均人数：4人

- ③ その他・事務所等の場合

『給水器具の給水負荷単位又は、瞬時最大流量を使用して計算する方法』

6-3 水理計算

実施条件等に合致し、水理計算に基づき、増圧ポンプの全揚程を決定する。

増圧ポンプの全揚程 (H) は次式により算出する。

$$H = H' + h_1 + h_3 + h_5 - P_0$$

ただし、 P_0 : 設計水圧 (市の提示による)

h_1 : 配水管と増圧ポンプとの高低差

h_2 : 増圧ポンプの上流側の給水管や給水器具等 (減圧式逆流防止器を含む) の損失水頭

h_3 : 増圧ポンプの損失水頭 (通常ゼロであることが多い)

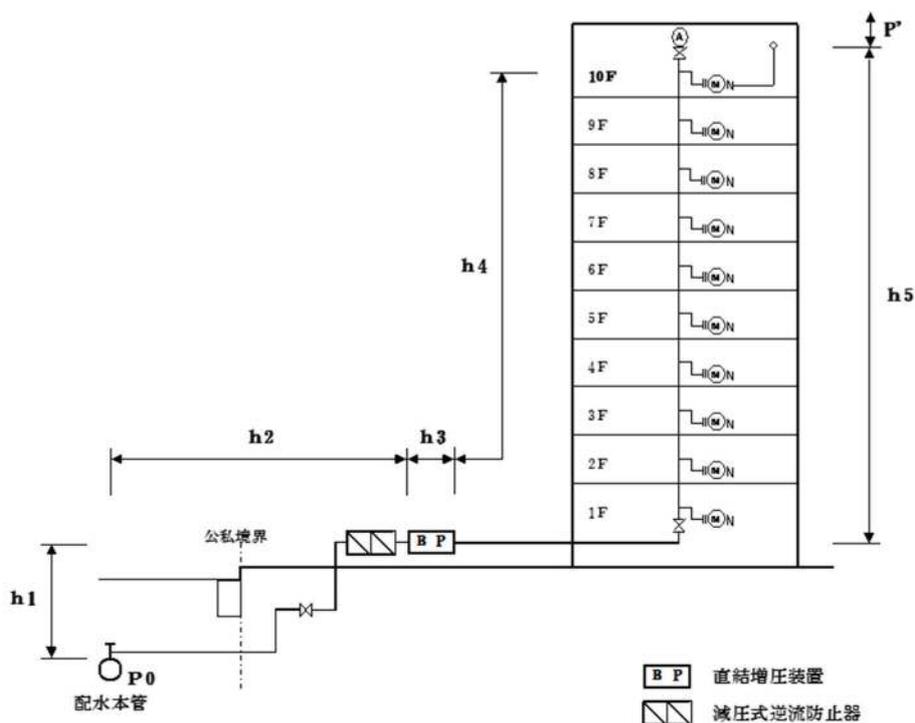
h_4 : 増圧ポンプの下流側の給水管や給水器具等の損失水頭

h_5 : 増圧ポンプと末端最高位の器具との高低差

P' : 末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力

H' : 配管・器具合計の損失水頭 $K \times (h_2 + h_4) + P'$

K : 管種別損失水頭の換算係数



【解説】

損失水頭を計算する場合、給水形態、同時使用を考慮した使用条件、設計水量を仮定した上で計算する。また、 $h_2 \cdot h_3 \cdot h_4$ はいずれも瞬時最大流量が流れる場合において算出する。

7 検査

7-1 竣工検査

直結増圧式給水を実施した給水装置は、「一宮市給水装置工事検査要綱」に基づき検査をする。検査の結果、不合格となった場合は、協議内容のとおり改善し、合格の判定を受けるまでは給水開始は保留する。

【解説】

給水装置工事の検査は、別に定める「一宮市給水装置工事検査要綱」に基づき実施するものとする。又、当該工事が協議内容を遵守しているかを確認し、適正な給水装置となっているかを判断するものである。なお、1次停止圧ならびに復帰圧は検査時に市職員立会いのもと入力確認をすること。

8 検針

8-1 検針及び料金徴収

- (1) 検針は市が貸与したメーターを計量し、料金徴収する。
- (2) 「中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約」を市と契約した場合、集中検針方法による遠隔指示式水道メーターで計量、料金徴収する。
- (3) 水道使用中止中にもかかわらず使用があった場合は、当該給水装置の所有者が支払うものとする。
- (4) オートロック装置が設置してある建物は、検針、取替、開閉栓等の業務を支障なくできるよう措置が講じられていること。

9 点検

9-1 定期点検

減圧式逆流防止器は、正常な機能を維持するため専門業者による定期点検を1年に1度、所有者負担により点検し、市に定期点検報告書を提出すること。

【解説】

専門業者とはポンプメーカー等をいう。特に逃し弁からの排水機能が正常かテスターを使って確認すること。

《定期点検関係書類の流れ》

『定期点検業者選任（変更）届』（様式第5号）給水装置工事申し込み時提出

↓

「減圧式逆流防止器の定期点検仕様書」に基づいて

『減圧式逆流防止器定期点検報告書』（様式第6号）市に提出（1年に1回）



『定期点検表』（様式第7号）市が報告を求める時いつでも提出できるように保管する。

10 管理

10-1 管理区分

配水管から分枝（給水管）して最初の仕切弁（止水栓）を管理分界点とし、その仕切弁（止水栓）までは市が管理し、それより宅地側は給水装置所有者が管理すること。特に増圧装置については、故障などに備えて修繕業者を明確に示し所有者が責任をもって対応にあたらなければならない。

【解説】

メーターバイパスユニット、メーターユニット、既設集合住宅等の改造に伴うメーター前後の装置についても所有者にて管理すること。

11 申請方法

11-1 申請の流れ

（水圧調査）

- ① 直結増圧給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は協議に先立ち直結増圧給水水圧調査申請書（様式第1号）を一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に2部提出し、水圧調査を依頼すること。
- ② 管理者は、この水圧調査申請書が提出されたときは、配水管平均動水圧、配水管最小動水圧、設計水圧、分岐可能管径、配水管を同申請書において申請者に回答する。

（設計協議）

- ③ 申請者は水圧調査結果回答書により水圧条件が満たされた場合には、下記の書類を管理者に2部提出し設計水圧に基づいて協議を行うことができる。

- ・直結増圧給水協議申請書（様式第2号）
- ・位置図
- ・配管平面図（管径・延長明記）
- ・配管立面図（管径・延長明記）
- ・水理計算書
- ・その他必要書類（ポンプ仕様書など）
- ・直結増圧給水水圧調査回答書の写し
- ・直結増圧給水装置調書
- ・既設給水設備調査報告書（様式第4号）（既設の給水装置を使用する場合）

（回答）

- ④ 管理者は直結増圧給水の協議結果は、直結増圧給水回答書（様式第3号）より、申請者あ

てに通知するものとする。

(給水装置工事申込み)

- ⑤ 通常の申し込み書類の他に定期点検業者選任届（様式第5号）を提出すること。

(竣工検査)

- ⑥ 「一宮市給水装置工事検査要綱」に基づき、検査を実施するとともに、検査の結果が不合格となった場合は、協議内容のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留する。

(定期点検)

- ⑦ 申請者は、減圧式逆流防止器が正常な逆流防止機能を維持するために、専門業者による定期点検（1年に1回実施）を申請者負担により行い、減圧式逆流防止器定期点検報告書（様式第6号）を提出すること。
- ⑧ 定期点検表（様式第7号）を市が報告を求める時いつでも提出できるように保管すること。

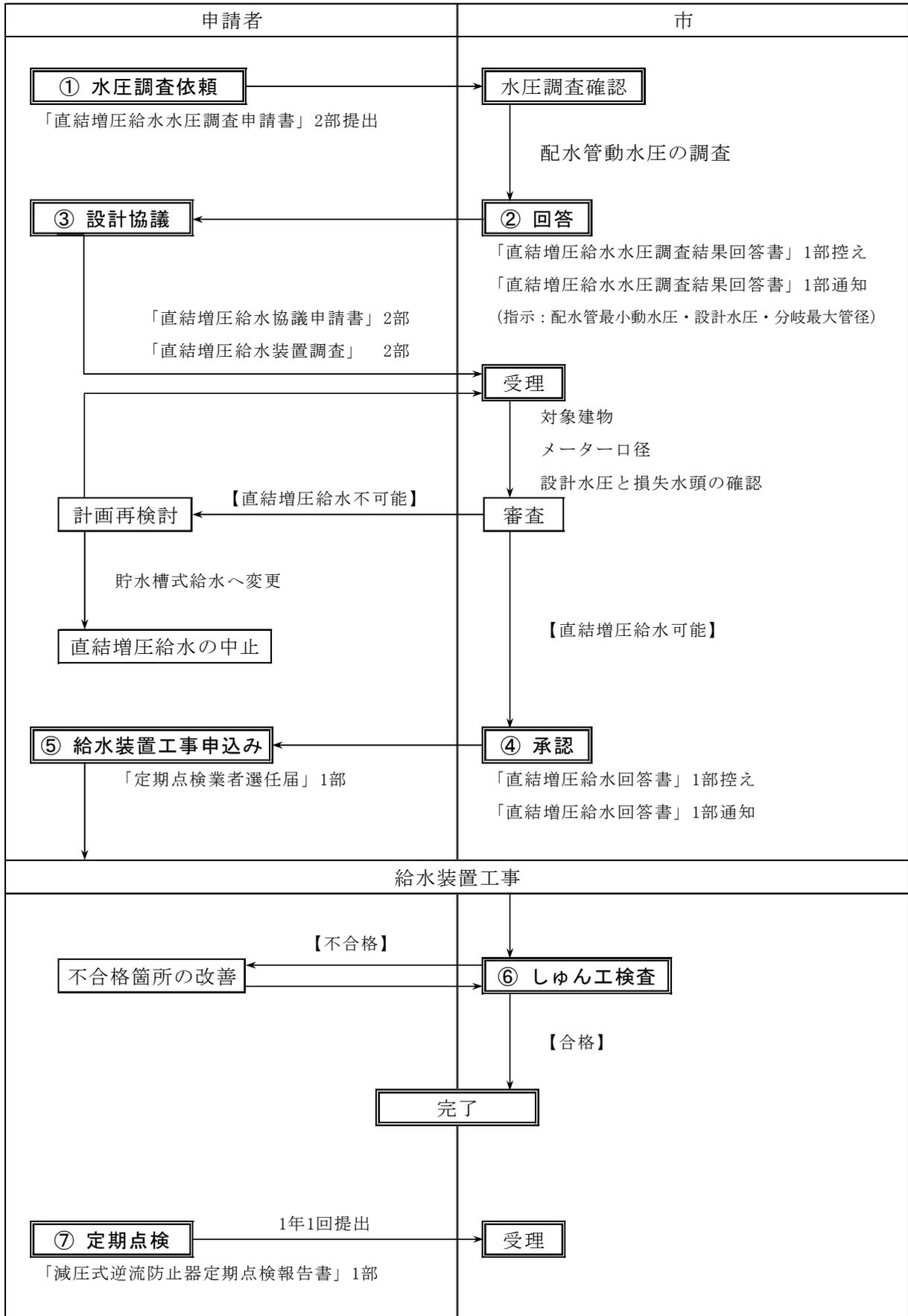
【解説】

- ① 設計内容の変更、あるいは協議以外の事項が発生した場合は、速やかに再度協議をすること。
なお、回答後1年以内に給水装置工事の申し込みがされない場合については、再度申請をすること。
- ⑥ 直結増圧ポンプの1次停止圧（吸込圧力0.07Mpa）ならびに復帰圧（吸込圧力0.1Mpa）は市職員の立会いのもと入力すること。又、減圧式逆流防止器が正常に作動することも確認すること。
- ⑧ 定期点検の結果は、定期点検表（様式第7号）に記録し、市が報告を求めるときいつでも提出できるよう保管すること。

付 則

平成16年4月1日 施行

直結増圧給水フロー図



「吸排気弁」仕様書

吸排気弁は以下の機能を満足すること。

- 1 排気機能（排気を円滑に行うこと）
- 2 急速吸気機能（多量吸気を急速に行うこと）
- 3 圧力下排気機能（圧力下排気を円滑に行うこと）

管内の圧力が大気圧になった場合、速やかに吸気弁が開き、確実に吸気動作を行うこと。急速吸気機能については、立て管の口径によって、その能力を規定する。

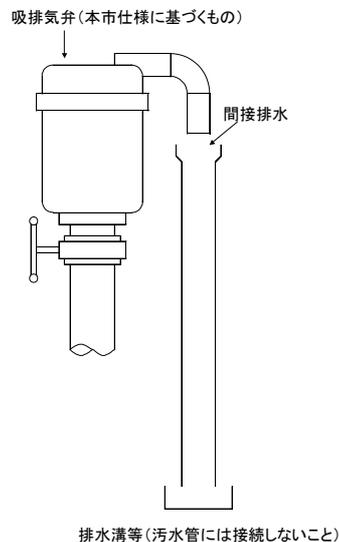
立て管口径 (mm)	20	25	32	40	50
吸気量 (ℓ/sec)	1.5	2.5	4.0	7.0	14.0

(弁差圧 0.003 MPa)

なお、単独設置で上表の吸気量を満足できない場合については、複数設置により、基準量を確保する。

【備考】

- ・ 中高層への直結給水にあっては一段と給水装置の立体化が進み、停電等によるポンプ停止、配水管工事による断減水などの諸条件が重なることで、給水装置内の逆サイフォン現象の懸念が強い。
- ・ 排気を行う際、若干の水が出るのに対応し、間接的に集水する方法が望ましい。
- ・ 吸排気性能に影響を及ぼさないようにするために、仕切弁、又はボール弁形式の止水栓とする必要がある。



減圧式逆流防止器の定期点検仕様書

本仕様書は減圧式逆流防止器の定期点検において最低限行うべきことを定める。

1. 点検開始前に行うこと

- ・設置環境を確認する。
- ・逃し弁を確認する。
- ・ストレーナの清掃を行う。

2. 点検時に行うこと

- ・第一及び第二逆止弁の漏れの有無を確認する。ごみのつまりがあった場合は、報告書に記載する。
- ・逃し弁から排水機能が正常か確認する。

3. 減圧式逆流防止器定期点検報告書を作成する

報告書の記載内容は、下記のとおり。

- ・所有者、建物名称、設置場所、点検日、修繕の有無、管理者、点検委託業者。
- ・点検結果の詳細を添付する。
- ・報告書の様式は別に定めたものとする（様式第6号）。
- ・報告書は、市へ提出する。

4. 備考

- ・設置（しゅん工）時も同様の点検を行う。その際には市の立会いのうえ行う。

貯水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

1. 事前確認

貯水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、水道事業者は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した1日間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとする事ができる。

(1) 更生工事の履歴のない貯水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・「給水装置の構造及び材質の基準」（以下「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ・埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

② 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 水質試験

- ・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・採水方法は、毎分50の流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

(2) 更生工事を施行した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

- ・ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施行した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

② 浸出性能試験

- ・ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5ℓの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

2. 給水装置工事の申込み

貯水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

水道事業者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、水道事業者に対し、提出する。

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者 認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更正工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の(1)(2)(3)は、本文の1.事前確認に記述されている(1)(2)(3)のケースの工事をいう。

3. 水道事業者の対応

水道事業者は、給水装置の変更工事申込みの際に提出された水質試験等の結果及び既設配管の材質等の情報に基づき、必要に応じて給水装置の維持管理等に関する留意事項を所有者等に周知、指導する。

中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱要綱

(目的)

第1条 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱（以下「集中検針」という。）について、中高層集合住宅における給水装置及び貯水槽水道（以下「給水設備」という。）により一宮市水道事業から給水を受けている者（以下「使用者」という。）の水道メーターの検針及び水道料金等の徴収、その他に関する取扱いについて定める。

(取扱い範囲及び適用要件)

第2条 この要綱において、集中検針の取扱い範囲及び適用要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給水設備により給水を受ける地上3階建以上の建物であること。
- (2) 給水設備に設置する各戸の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、水道事業等管理者（以下「管理者」という。）の指定した集中検針方式による遠隔指示式水道メーターで、かつ、別添の中高層集合住宅等の検針・徴収に伴う水道メーター設置基準に適合していること。

(水道料金等の徴収方法)

第3条 管理者は、使用者が使用する各戸メーターを中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約（以下「特別取扱契約」という。）に係る運用基準（以下「運用基準」という。）により検針し、各使用者に水道料金等を請求するものとする。

- 2 水道料金等の徴収方法については、管理者の指定する金融機関により、特別取扱契約を締結した者（以下「契約者」という。）の責任において各戸口座振替の方法により実施することとする。
- 3 貯水槽及び増圧装置前に管理者が設置する水道メーター（以下「親メーター」という。）の計量による使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量の間に差が生じた場合、差水量及び差水量に対する料金相当額の取扱いについては管理者が定める運用基準によるものとし、運用基準を超える差水量に対する料金相当額については、契約者から徴収するものとする。
- 4 管理者は、散水栓等の水道料金、下水道使用料を契約者等から徴収するものとする。
- 5 管理者は、遠隔指示式水道メーターのリモート装置若しくは集中検針盤等の故障により遠隔指示装置による検針ができないときは、当該検針の水量を認定することができる。

(水道管理人の選定等)

第4条 契約者は、維持管理のため水道管理人を置くものとする。

- 2 契約者は、水道管理人を選定し、管理者に届出なければならない。水道管理人は、契約者又は契約者の指定した者（以下「管理人等」という。）とする。また管理人等に変更があったときは、中高層集合住宅等水道管理人選定（変更）届（様式3）を管理者に速やかに届出しなければならない。
- 3 管理人等は、使用者に異動（使用開始及び使用中止、又は使用者変更等）があったときは、

速やかに管理者に届出なければならない。

(給水設備の管理責任)

第5条 給水設備の修繕、検定期間満了前に行う各戸メーターの取替え、その他の維持管理は、管理人等が管理者の指示に従い、責任をもって行うこと。また、給水設備に関する使用者の苦情は、管理人等の責任において処理するものとし、その対応策についても使用者等に周知徹底するものとする。

2 給水設備の改造等の工事を施工する場合は、管理者に前もって届出なければならない。

3 前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事及び水質管理（貯水槽水道のみ）等について1年以内ごとに1回以上定期検査を行い、事故発生時における対策並びに修繕工事を行う者の指定等の具体的な対策を行わなければならない。

4 給水設備の維持管理について管理者が必要と認めたときは、管理者は当該施設への立入検査をすることができる。

5 前項の検査結果に基づく管理者の指示事項については、契約者は速やかに改善する等適切な措置をとらなければならない。

(水道料金等の未払いの場合の措置)

第6条 管理者は、水道料金等の支払いがなされない場合は、次に定める措置をとることができる。

(1) 当該の使用者に水道料金等の支払いの督促をすること。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず支払いがなされないときは、給水を停止する旨当該使用者に通知すること。

(3) 前号の通知後、なお支払いがなされない場合は、その理由が継続する間、管理者は契約者の承諾なしに、当該使用者への給水を停止すること。

(4) 給水の停止に伴いメーターを撤去した場合は、管理者は契約者にそれを保管させること。

(移動報告)

第7条 建物取り壊し等により特別取扱契約の継続が困難になったときは、契約者は速やかに管理者に届出なければならない。

(契約の解除)

第8条 契約者がこの要綱に違反し、その旨を管理者に勧告されてもなお是正しないときは、管理者は特別取扱契約を解除することができる。

2 契約者が一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第6条に規定する暴力団等及びこれらと緊密の関係を有する者に該当する場合、管理者は特別取扱契約を解除することができる。

3 前2項の規定により特別取扱契約を解除した場合において、契約者に損害が生じることがあっても、管理者はその責を負わないものとする。

(契約の周知)

第9条 契約者は、特別取扱契約の内容について、水道管理人及び使用者に周知徹底しなければ

ならない。

(契約の有効期限)

第10条 この要綱によりなされた契約の期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに管理者又は契約者いずれかから別段の申し出のないときは、同一条件でさらに1年間契約更新されたものとし、その後も、遠隔指示式水道メーター取替期限を限度に同様とする。

(文書の様式)

第11条 この要綱の施行に関し、作成する文書の名称は、次のとおりとし、その様式については、別に定める。

- (1) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約申請書
- (2) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約書
- (3) 中高層集合住宅等水道管理人選定(変更)届
- (4) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約の解約届
- (5) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱解約書

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、一宮市水道事業給水条例及び同条例施行規程並びに一宮市下水道条例及び同条例施行規程、その他関係規程の定めによるものとする。

また、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、一宮市における中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱要綱、尾西市における中高層住宅等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱要綱及び木曽川町における中高層住宅における各戸検針・徴収に関する覚書の規定によりなされた契約その他の行為については、なお従前の例によることとし、この要綱により契約がなされたものとする。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、この要綱の規定により契約されたものについては、「中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約書」第10条において「集中検針盤取替期限」とあるのは「遠隔指示式水道メーター取替期限」と読み替えるものとする。

中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約書

一宮市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱（以下「集中検針」という。）について、乙が管理する下記の中高層集合住宅における給水装置及び貯水槽水道（以下「給水設備」という。）により甲の給水を受けている者（以下「使用者」という。）の水道メーターの検針及び水道料金等の徴収、その他に関して、次のとおり契約を締結する。

(1) 設置場所

(2) 建物の名称

(3) 構造及び水道使用戸数	中高層耐火構造
	階数 階建 戸
(4) 各戸メーター口径・個数	口径 mm 個

(5) 遠隔指示式メーター取替期限 令和 年 月末日

(6) 集中検針盤取替期限 令和 年 月末日

条 項

（取扱い範囲及び適用要件）

第1条 この契約において、集中検針の取扱い範囲及び適用要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給水設備により給水を受ける地上3階建以上の建物であること。
- (2) 給水設備に設置する各戸の水道メーター（以下「各戸メーター」という。）は、甲の指定した集中検針方式による遠隔指示式水道メーターで、かつ、別添の中高層集合住宅等の検針・徴収に伴う水道メーター設置基準に適合していること。

（水道料金等の徴収方法）

第2条 甲は、使用者が使用する各戸メーターを中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約に係る運用基準（以下「運用基準」という。）により検針し、各使用者に水道料金等を請求するものとする。

- 2 水道料金等の徴収方法については、甲の指定する金融機関により、乙の責任において各戸口座振替の方法により実施することとする。
- 3 貯水槽及び増圧装置前に甲が設置する水道メーター（以下「親メーター」という。）の計量によ

る使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量の間に差が生じた場合、差水量及び差水量に対する料金相当額の取扱いについては甲が定める運用基準によるものとし、運用基準を超える差水量に対する料金相当額については、乙から徴収するものとする。

4 甲は、散水栓等の水道料金、下水道使用料を乙等から徴収するものとする。

5 甲は、遠隔指示式水道メーターのリモート装置若しくは集中検針盤等の故障により遠隔指示装置による検針ができないときは、当該検針の水量を認定することができる。

(水道管理人の選定等)

第3条 乙は、維持管理のため水道管理人を置くものとする。

2 乙は、水道管理人を選定し、甲に届出なければならない。水道管理人は、乙又は乙の指定した者(以下「管理人等」という。)とする。また管理人等に変更があったときは、中高層集合住宅等水道管理人選定(変更)届を甲に速やかに届出しなければならない。

3 管理人等は、使用者に異動(使用開始及び使用中止、又は使用者変更等)があったときは、速やかに甲に届出なければならない。

(給水設備の管理責任)

第4条 給水設備の修繕、検定期間満了前に行う各戸メーターの取替え、その他の維持管理は、管理人等が甲の指示に従い、責任をもって行うこと。また、給水設備に関する使用者の苦情は、管理人等の責任において処理するものとし、その対応策についても使用者等に周知徹底するものとする。

2 給水設備の改造等の工事を施工する場合は、甲に前もって届出なければならない。

3 前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事及び水質管理(貯水槽水道のみ)等について1年以内ごとに1回以上定期検査を行い、事故発生時における対策並びに修繕工事を行う者の指定等の具体的な対策を行わなければならない。

4 給水設備の維持管理について甲が必要と認めたときは、甲は当該施設への立入検査をすることができる。

5 前項の検査結果に基づく甲の指示事項については、乙は速やかに改善する等適切な措置をとらなければならない。

(水道料金等の未払いの場合の措置)

第5条 甲は、水道料金等の支払いがなされない場合は、次に定める措置をとることができる。

(1) 当該の使用者に水道料金等の支払いの督促をすること。

(2) 前号の督促をしたにもかかわらず支払いがなされないときは、給水を停止する旨当該使用者に通知すること。

(3) 前号の通知後、なお支払いがなされない場合は、その理由が継続する間、甲は乙の承諾なしに、当該使用者への給水を停止すること。

(4) 給水の停止に伴いメーターを撤去した場合は、甲は乙にそれを保管させること。

(異動報告)

第6条 建物取り壊し等により契約の継続が困難になったときは、乙は速やかに甲に届出なければならない。

(契約の解除)

第7条 乙がこの契約に違反し、その旨を甲に勧告されてもなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙が一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第6条に規定する暴力団等及びこれらと緊密な関係を有する者に該当する場合、甲はこの契約を直ちに解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(契約の周知)

第8条 乙は、この契約の内容について、水道管理人及び使用者に周知徹底しなければならない。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、一宮市水道事業給水条例及び同条例施行規程並びに一宮市下水道条例及び同条例施行規程、その他関係規程の定めによるものとする。

また、この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定める。

(契約の有効期間)

第10条 この契約の期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに管理者又は契約者いずれかから別段の申し出のないときは、同一条件でさらに1年間契約更新されたものとし、その後も、遠隔指示式水道メーター取替期限を限度に同様とする。

2 同一の建物および契約者により、前の契約の期間がある場合は本契約の日をもって解約するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市水道事業等管理者
氏名 小塚重男 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

中高層集合住宅等の検針・徴収に伴う水道メーター設置基準

1 規制事項

(1) 水道メーターの型式及び装置等

- ① 遠隔指示式水道メーター（以下「遠隔メーター」という。）は、計量法に基づいた記憶装置付リモート式またはそれ以上の性能を有するものであること。
- ② 集中検針方式の装置とし、受信装置は破損又は異常を生じない場所を選び、各棟1階の1カ所へ集中させること。また、将来の維持管理及び検針に適する場所とすること。
- ③ 受信装置は、メーター指示値読取装置が内蔵されていること。
- ④ 遠隔メーターは計量法により8年未満毎に取り替えること。
- ⑤ 集中検針盤は16年毎（2回目毎の遠隔メーター取替時）に取り替えること。
- ⑥ 遠隔メーター及び集中検針盤の取り替え及び維持管理は乙の責任によるものとし、それにかかる費用は乙の負担とする。なお取り替えの時期は上下水道部担当係員と協議のうえ行うこと。

(2) 事前協議

工事計画及び設計にあたっては、事前に図面等を提出し、上下水道部担当係員と協議しなければならない。

2 指示事項

(1) 水道メーター本体の設置場所

- ① 各戸室外のパイプシャフトルーム内で、乾燥し汚水が入りがたく、衝撃等により外傷、破損又は異常を生じない場所であること。
- ② 検針及び検定満期、異常、その他による取り替えが容易な場所に設置すること。
- ③ 湿気・臭気・汚物の混入、その他危険物の近くは避けること。
- ④ 給水栓より低位で、かつ、水平に設置し、メーター指針が必ず確認できるようにすること。

(2) オートロック玄関の対応

各戸の点検、検針等の業務に支障がないように対応がなされること。

(3) 止水栓及びメーター前後の配管

- ① 水道メーター取替等のため、メーターより上流に止水栓を設置すること。この場合の止水栓は副栓付きのものとする。
- ② 以上の施行に際し、メーターの性能・検針・取替等に支障のないようにすること。

以上

中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約に係る運用基準

- 1 (1) 中高層集合住宅等の検針・徴収に関する特別取扱契約書（以下「契約書」という。）第2条第1項の規定により、各使用者に検針及び徴収することは、一宮市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第24条第1項の規定により、乙から水道料金を徴収すること及び同条第2項の共用給水装置による使用者の連帯責任の規定については、本契約により特別の取扱いを為すにもかかわらず、この条例に規定する原則を免れるものではない。したがって、水道料金の滞納者や未精算の転居者があったときは、乙及び当該住宅内の使用者の連帯責任であるので、甲は、乙に対して当該水道料金等の支払いを求めることができるものとする。また、下水道使用料についても同様とする。
(2) 水道料金の計算は、口径13mmの料金を適用するものとする。
- 2 契約書第2条第3項に規定する親メーターの計量水量と各戸メーターの合計水量との差水量については6カ月ごとに精算する。
ただし、その間における差水量が水道メーター使用公差の範囲内のときは、規定にかかわらず量水器の公差とみなしてこれを精算しない。
- 3 (1) 管理人等は、契約書第3条第3項に規定する開始・中止等による各戸の水道メーターの止水栓の開栓及び閉栓の作業を行うものとする。
(2) 中止中にもかかわらず、水道メーターが使用水量を指示していたときは、甲は乙に対して当該水道料金等の支払いを求めるものとする。
- 4 契約書第4条第3項に規定するとおり、給水装置の維持管理及び修繕は管理人等の責任において行い、甲は原則としてこれを行わない。

【参考】

一宮市水道事業給水条例（抜すい）

（料金の支払義務）

第24条

水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

受水槽以下における市上水と井水等の混用に伴う指導要綱

一般給水用の導水装置において市上水と井水等の他水を混合して使用することは認めない。
ただし、次のもので需要者において管理が適切に行われ、市が衛生上問題ないと認めた場合はこの限りではない。

なお、この場合「念書」を提出させるものとする。

- 1 飲用に供するものであっても、水道法上専用水道の規制を受けるもの。
- 2 食品衛生法に定める使用水の取り扱いに関する規定に該当するもの。
- 3 飲用に供することがないと判定されるもの。

付 則

この要綱は、昭和 61 年 12 月 16 日から施行する。